

# ご寄付・賛助会費の税金控除のお知らせ（法人）

## ～寄付金税制優遇措置について～

公益財団法人 北海道青少年育成協会

当協会は、北海道の認定を受けた公益財団法人です。

そのため、当協会への寄付金・賛助会費は法人税の優遇措置を受けることができます。

\* 特定公益増進法人の要件を満たしておらず、一般寄付金への算入のみ対象となります。

寄付金控除の内容は、次のとおりです。

### 1 一般寄附金の算入限度額

$(\text{資本金等の金額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

2 寄附金控除の申告手続きには、当協会が発行した領収証が必要です。

※ 法人税の優遇措置についての不明点は税務署へお問い合わせください。

#### 連絡先

公益財団法人 北海道青少年育成協会

電話：011-231-6451

E-mail：youth@ikuseikyo.jp